県有財産入札参加者心得

県有土地及び建物の買入に係る入札に参加する方は、地方自治法、同法施行令及び秋田県財務規則並びに秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲げた公告内容及び本心得を遵守願います。

１　入札参加者の資格

入札参加申込書を令和８年１１月２５日（水）の午後５時までに物件番号毎に指定する地域振興局又は出納局財産活用課に提出された方（地方自治法施行令第１６７条の４に定める者を除きます。）

２　入札参加申込書に添付する書類

個人申込の場合：住民票抄本、身分証明書（本籍地の市区町村長が発行するもの）及び誓約書
各１通

法人申込の場合：法人登記事項証明書及び誓約書
各１通

３　入札保証金

（１）入札保証金は、入札書に記載された金額（建物については、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額）の１００分の５以上とし、現金または銀行が支払保証をした持参人払小切手をもって納付していただきます。

（２）入札保証金は、入札後直ちに還付しますが、落札者の方に対しては、当該契約の締結後に還付します。

（３）落札者の方が落札の通知を受けた日から５日以内に契約を締結しないときは、入札保証金は県に帰属します。

４　入札

（１）代理人の方が参加する場合は、その代理であることを証明する委任状を入札執行前までに提出願います。

（２）入札金額は円止まりとします。

（３）入札者の方は、いったん提出した入札書の書換え、引換え、撤回をすることはできません。

（４）入札は１回とします。

（５）土地と建物（消費税を含む）は一括して入札を行います（建物付き土地の場合）。

５　次の場合の入札は無効とします。

（１）入札に参加する資格のない方の入札

（２）入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札

（３）入札保証金が入札額の１００分の５に満たない入札

（４）代理人が委任状を提出しない方の入札

（５）同一入札者が行った２以上の入札

（６）同一の入札について２人以上の入札者の代理人になった方の入札

（７）入札書に入札者の記名押印のない入札

（８）首標金額を訂正した入札

（９）談合その他不正行為により行ったと認められる入札

６　落札者の決定

（１）落札条件として、入札金額（建物については、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額）が予定価格以上であることが必要となります。

（２）落札者の決定は、上記条件を備えた最高額の方を落札者とします。

（３）落札となる要件を備えてかつ同額の入札をした方が２人以上ある場合は、くじによって決定します。

この場合、入札者はくじを引くことを辞退することができません。

（４）落札者の決定は口頭をもって伝達します。

７　環境条件等

契約物件は入札日における環境条件（日照、整地状況、工作物・樹木等の状況、周辺地の利用状態、その他の環境条件）をもって契約するものとし、落札決定後の条件変更要求は認めません。

８　契約及び契約保証金等の納入

（１）契約締結は落札決定の日から５日以内とします。落札者の方が期限内に契約を締結しない場合は、その落札の効力を失います。

（２）契約保証金は契約金額の１００分の１０以上とし、契約締結と同時に県の発行する納付書により

納入していただきます。

（３）売買代金は、契約締結の日から２０日以内に納入していただきます。

９　物件の引渡し

物件の引渡しは、所有権移転の登記完了証等の受領をもって行うものとし、引渡しを受けた落札者の方には売買物件の受領書を提出していただきます。

１０　入札条件

（１）落札者の方は、売買契約締結の日から５年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所またはこれに類するものの用に供することはできません。

また、これらの用に供すると知りながら所有権を第三者に移転、または、第三者に賃貸することはできません。

（２）落札者の方は、売買契約締結の日から５年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項に規定する、店舗型性風俗特殊営業の用に供することはできません。

また、これらの用に供すると知りながら、所有権を第三者に移転、または、第三者に賃貸することはできません。

（３）落札者の方は、上記（１）～（２）の条件に違反したときは、売払代金の３割に相当する金額を違約金として支払わなければならず、また、県は売買契約を解除することができます。